

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 180 実務対応報告公開草案第 57 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について

2019 年 3 月 25 日に、企業会計基準委員会（ASBJ）より実務対応報告公開草案第 57 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）が公表されました。今回は本公開草案の概要及び適用時期についてご説明します。

【概要】

在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、及び国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるものとされています。この場合であっても、次の(1)から(5)の項目については、重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社等の会計処理を修正しなければならないとされています。なお、次の(1)から(5)の項目以外についても、明らかに合理的でないと思われる場合には、連結決算手続上で修正を行う必要があることに留意することとされています。

- (1) のれんの償却
- (2) 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
- (3) 研究開発費の支出時費用処理
- (4) 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価
- (5) 資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整

また、本公開草案では、国際財務報告基準（IFRS）第 16 号「リース」及び米国会計基準会計基準更新書（ASU）第 2016-02 号「リース」におけるオペレーティング・リース取引を含む全てのリース取引を原則としてオンバランスする会計処理の適用を受けて、これ

らの会計基準の基本的な考え方が我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点から検討が行われました。その結果、新たな修正項目として追加しないことが提案されています。

【適用時期】

本公開草案では、実務対応報告第 18 号の改正案を、公表日以後適用することが提案されています。